

一般包括許可の適用に関する手続きについて
(一般包括許可を適用して輸出等を行う場合の手続き)

1. 目的

このマニュアルは、「安全保障輸出管理規程」第 13 条に基づき、一般包括許可を適用して輸出等を行う場合の手続きについて定める。

注 1)「一般包括許可」とは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、一般包括役務取引許可をいう。

注 2)一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、貨物の輸出に際し適用できる。技術(プログラム)のみを適用する場合は、一般包括役務取引許可を適用する。

2. 適用

本マニュアルは、①一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、②一般包括役務取引許可を適用して輸出等を行う場合に適用する。

注)本学では、①②以外の包括許可を取得していないため、①②以外は適用できない。

3. 一般包括許可を適用する場合の手続き

(1)一般包括許可の適用可否の最終判断

①対象取引

本学が輸出者又は技術の提供者である取引であって、以下のいずれかのもの

ア. 取引審査票を提出して、二次審査を完了したもの

イ. 取引審査票の二次審査の結果、「包括許可の適用」の旨が記載されているもの

②最終判断書類の提出

輸出教職員は、「包括許可の適用申請書<貨物用>」(様式 1)又は、「包括許可の適用申請書<技術用>」(様式 2)を起票して、仕向地、該当項番(政省令番号)、用途等、適用条件を最終判断するために必要な情報を記載又は資料添付して、輸出管理事務局に提出する。

③最終判断

輸出管理部門は、申請書及び関連する資料により、包括許可の適用可否の最終判断をする。

(2)経済産業省への届出・報告

①輸出管理部門は、法令に従い経済産業省に届け出る必要がある場合は、その旨届け出たうえで、包括許可の適用可否を確認する。また、事後に経済産業省に報告することが必要な場合は、法令に従い報告する。

②届出・報告を行うに際しては、輸出管理総括責任者に事前説明を行う。

③届出・報告に当たり、輸出等を行う教職員は、輸出管理部門に協力する。

(3)一般包括許可の適用

①輸出管理部門は、最終判断結果について連絡する。

②輸出教職員は、通関業者を決定し、輸出等の準備を行う。

③教職員等は、輸出等の準備が整ったら、輸管マニュアル 15-2(貨物又は技術の同一性確認マニュアル)により、同一性確認を行う。確認の結果、問題がない場合には、「同一性確認チェックシート」を輸出管理事務局に提出する。なお、提出時に同シートにより①通関業者の名称、②通関業者コードを輸出管理部門に連絡する。

④輸出管理事務局は、同一性確認結果に問題がないことが確認できた場合、電子許可申請システムに使用する通関業者の NACCS 利用者コードを入力する。

⑤輸出管理事務局は、「同一性確認チェックシート」の確認結果を輸出教職員に連絡する。この同一性確認結果の連絡をもって、一般包括許可を適用(使用)が承認されるものとする。

(4) 一般包括許可の適用実績管理

①輸出管理事務局は、一般包括許可の適用実績を管理する。

②一般包括許可の適用実績は、定期的に輸出管理統括責任者に報告する。

注) 統括責任者への報告は、原則として「安全保障輸出管理の 1/4 半期報告」により行う。

4. 通関手続き及び出荷後の管理

(1) 輸出教職員等は、一般包括許可の適用の承認を確認したのち、指定した通関業者(輸送業者)に通関手続きを依頼する。

(2) 通関完了後、通関関係書類の内容を確認のうえ、輸出管理部門へ送付する。

(3) 輸出教職員は、輸出管理関連文書を保存する。

(4) 輸出教職員は、一般包括許可を適用した対象貨物について、輸出後も本学が管理する必要がある場合には、使用、設置状況等を定期的に確認する。

(5) 輸出管理事務局は、一般包括許可の適用について輸出教職員が所属する部局に対し、「一般包括許可証の適用について(通知及び依頼)」(様式3)により、部局長及び事務関係者に通知するとともに、出荷後の適切な管理を要請する。

5. 手続きの流れ

一般包括許可を適用する場合の手続き及び輸出等の作業の流れを別表 1 示す。

(様式)

(様式 1) 一般包括許可の適用申請書<貨物用>

(様式 2) 一般包括許可の適用申請書<技術用>

(様式 3) 一般包括許可証の適用について(通知及び依頼)

(参考資料)

・(別添 1)「インボイスへの一般包括許可適用に関する記載例」

・「税関における包括許可の確認方法について」(輸出注意事項 22 第 37 号)

別表 1 一般包括許可の適用手続き(手順)

注)★付は、輸管事務局が実施

手順	実施方法・内容等	様式
①適用許可の種別確認	取引審査票の承認において、「包括許可を適用」とのコメントが記載されていることを確認する。	
②一般包括許可の適用申請書(学内用)を作成	「一般包括許可の適用申請書<貨物用又は技術用>」を輸出管理ホームページからダウンロードし、適用判断に必要な情報を記入する。 ○輸出管理ホームページ(一般包括許可の適用申請書) http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/style_chronicle/index.html	○学内様式
③その他適用判断書類の入手・作成	②以外に一般包括許可の適用可否を最終判断するために必要な添付資料等を入手及び必要に応じ作成する。	
④申請書類の事前確認	申請書類について、輸出管理マネージャー(輸出管理スーパーバイザー)事前確認を受ける。(注:メール等で直接の交信等) 注)経産省への届出・報告の必要性等の確認も行う。	
⑤申請書類の提出	完成した申請書類を輸管事務局にメールで提出する。(注:写を輸出管理マネージャー及び輸出管理スーパーバイザーに送信)	
⑥★適用可否の最終確認	★輸出管理部門(審査部門)にて、一般包括許可申請の使用に対する最終的な審査を行う。 注)適用の根拠資料も適正に保存する必要があるため最終確認する。	
⑦★適用可否の連絡	★輸出管理事務局より、一般包括許可の適用可否の連絡をする。 注)適用不可の場合もその旨と対応方法を連絡する。	
⑧同一性確認の実施及び通関業者の連絡	「同一性確認チェックシート・報告書」を使用して同一性確認を行う。 なお、包括許可を適用する場合には、インボイスに「該当項番」「該当規定」「一般包括許可証番号」「一般包括許可証の適用に関する注意文言」を記載する。 ○記載要領:「税関における包括許可の確認方法について」(輸出注意事項 22 第 37 号)・・・経産省ホームページ掲載あり(下記 URL) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law10.html ○記載例:(別添 1)「インボイスへの一般包括許可適用に関する記載例 同一性確認の結果報告に際し、当該シートにて通関業者名及びその業者の NACCS 利用コードを輸出管理事務局に連絡する。 <YM15-2 様式 1: 同一性確認チェックシート・報告書(下記)> http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/style_chronicle/index.html	○学内様式
⑨★輸出等の実施可否の連絡	★同一性確認結果が問題ない場合は、NACCS 利用コードを入力し、輸出等が可能となった旨を連絡する。	
⑩通関手続きの実地する(完了後輸出)	通関手続きを実施する。(完了後輸出) 注)電子許可申請により許可を取得した場合、⑨の通関業者の利用コードの入力後に通関(税関申告)が可能となる。	
⑪通関資料保管(輸出後管理)	通関完了後、通関関連資料(輸出許可通知書等)を輸出管理部門に送付する。(なお、輸出後は、関連文書を保存し、必要に応じ定期的な使用状況等の確認を行う)	

様式1

一般包括許可の適用申請書＜貨物用＞

【一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証】の適用申請

輸出管理事務局 殿
(cc・輸出管理マネージャー)

①申請

②結果連絡

次の取引について、上記包括許可の
適用申請をいたします。

申請日
申請者
所属

20 年 月 日申請

作成者(氏名)

連絡先(学内TEL)

※太枠内を記入し、輸出・提供前に、(正)輸管事務局、(写)輸出管理マネージャー宛にメールで提出下さい。

2 審査番号(取引審査票の右上欄にある該非受付番号:記載例・・・G*0123)

3 提供技術又は輸出貨物の名称

4 その他、事前チェックリスト及び取引審査票の内容等変更有無(0:なし、1:あり)

0

注)変更がある場合は、再度電子申請をお願いする場合があります。

5 取引の明細

5.1 買主名
住所

5.2 荷受人
住所

5.3 需要者
住所

5.4 仕向地

経由地:

注)ホワイト国以外は適用できません。

6 貨物名(型番等)

該当項番(政省令の番号)

※以下記入不要(審査部門記入欄)

確認項目	①包括適用	☐ 範囲内 ☐ 範囲外		
	②用途	☐ 民生用途(問題なし) ☐ 民生用途以外(疑義あり) (注、大量破壊兵器関連、別表行為関連、通常兵器関連、軍事用途)		
	③経産省への 届出・報告の要否	☐ 届出・報告いずれも不要 ☐ 報告要 ☐ 届出要 → (届出結果: ☐ 適用可 ☐ 適用不可)		
【最終確認結果】 ☐ 適用可 ☐ 適用不可		確認日	20 年 月 日	確認者
		(コメント欄)		

様式2

一般包括許可の適用申請書＜技術用＞

【一般包括役務取引許可証】の適用申請

輸出管理事務局 殿
(cc・輸出管理マネージャー)

①申請

②結果連絡

次の取引について、上記包括許可の
適用申請をいたします。申請日
申請者
所属

20 年 月 日申請

作成者(氏名)
連絡先(学内TEL)

※太枠内を記入し、輸出・提供前に、(正)輸管事務局、(写)輸出管理マネージャー宛にメールで提出下さい。

2 審査番号 (取引審査票の右上欄にある該非受付番号:記載例・・・G*0123)

3 提供技術又は輸出貨物の名称

4 その他、事前チェックリスト及び取引審査票の内容等変更有無 (0:なし、1:あり)

0

注)変更がある場合は、再度電子申請をお願いする場合があります。

5 取引の概要

5.1 取引の相手方の氏名又は名称

住所・居所又は所在地

5.2 役務取引期間

5.3 利用する者の氏名又は名称

住所・居所又は所在地

5.4 取引の相手方が技術情報を受領する場所

注)相手方、利用する者、提供場所に、ひとつでもホワイト国以外があると適用できません。

6 技術名(型番等)

該当項番(政省令の番号)

関連貨物名(型番等)

貨物の項番(政省令の番号)

※以下記入不要(審査部門記入欄)

確認項目	①包括適用	☐ 範囲内 ☐ 範囲外		
	②用途	☐ 民生用途(問題なし) ☐ 民生用途以外(疑義あり) (注、大量破壊兵器関連、別表行為関連、通常兵器関連、軍事用途)		
	③経産省への 届出・報告の可否	☐ 届出・報告いずれも不要 ☐ 報告要 ☐ 届出要 → (届出結果: ☐ 適用可 ☐ 適用不可)		
【最終確認結果】 ☐ 適用可 ☐ 適用不可		確認日	20 年 月 日	確認者
		(コメント欄)		

平成 年 月 日

部局の長(〇〇研究科長)

〇〇 〇〇 殿

(担当部局の)事務部長 殿

輸出管理事務局

一般包括輸出許可証の適用について(通知及び依頼)

首記の件について、下記の貨物の輸出に際し、『一般包括許可証(貨物用)』を適用いたしましたのでお知らせいたします。

一般包括許可証は、本学の自主的な管理のもとで適用しておりますので、将来、経済産業省からの立入検査や調査等を通じて、利用状況等の確認を受ける場合があります。このため、出荷後も部局において厳格に管理いただきようお願いいたします。

なお、一般包括許可の適用品につきましては、輸出管理部門(事務局及び統括部門)として、管理状況の確認を定期的に行う予定(注1)ですので、ご留意願います。

なお、本件について、下記担当教職員(輸出者)への連絡方併せてよろしくお願いします。

(注1)毎年5～6月に実施する「監査」若しくは「調査」のなかで確認する予定です。

記

1. 担当教職員(輸出者) 名古屋 太郎 教授

2. 対象貨物等 (電子申請番号:G000001234)

対象貨物(型番等)	(型番:)
許可証の番号(種別)	NBIT-WGL-12-S10008 (一般包括輸出許可証)
仕向地(需要者)	()
通関日	平成 年 月 日 (税関の輸出許可日)

◎本件に関する照会先

社会連携課(事務担当)	〇〇 (内線:東山 1234)
輸出管理スーパーバイザー	△△ (内線:東山 6789)

以上

一般包括許可を適用して輸出する場合のインボイスへの該当番号等の表示例

一般包括許可を適用する場合は、税関において一般包括許可が取得されており、包括許可が適用できることを確認する。このため、①一般包括許可の番号、②適用する貨物及びその該当項番等下記の例文を参考にインボイスに記載する。

注 1) 個別許可証の場合は、許可証に品目・該当項番が記載されているため、インボイスへの下記文言の記載は不要である。

<表示文言例>

(英文)

- The goods/technologies marked “*” on the invoice are subject to Japanese Export Control Law.
- (*) 10-2 9-6-□
- I export by applying for the bulk license. (E/L No. NBIT-WGL-12-S10008)

(参考: 対照邦文)

- インボイスに“*”マークされた貨物/技術は、日本の輸出規制法の対象となります。
- (*)・・・10 の項(2) 貨物等省令第 9 条第六号ロ
- 包括許可を適用して輸出します。(一般包括輸出許可証番号: NBIT-WGL-12-S10008)

<インボイスへの記入例>

DESCRIPTION OF GOODS	QUANTITY	UNIT PRICE	AMOUNT
FOB NAGOYA, JAPAN			
C/NO. 1			
* GM CRYOCOOLER	1 SET	¥861,000	¥861,000
C/NO. 2			
PROXIMITY SENSOR	7 PCS.	¥6,780	¥47,460
STEPPING MOTOR	2 PCS.	¥8,230	¥16,460
TOTAL:	1 SET & 9 PCS.		¥924,920

- The goods/technologies marked “*” on the invoice are subject to Japanese Export Control Law.
- “*”・・・10-2 9-6-□
- I export by applying for the bulk license. (E/L No. NBIT-WGL-12-S10008)

注 1) 該当項番は、該非判定書(対比表)を確認して、記入する。

注 2) 一般包括許可証番号は、輸出管理部門から連絡を受けた番号を記入する。

税関における包括許可の確認方法について

平成22・11・02貿局第3号・輸出注意事項22第37号
平成22年12月6日 経済産業省貿易経済協力局
最終改正 20120814貿局第1号・輸出注意事項24第56号
平成24年8月28日 経済産業省貿易経済協力局

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特定包括輸出許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可又は特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出令第5条（税関の確認）に基づく確認については、その取扱いを下記のように定め、平成23年4月1日より実施する。

なお、本件の実施に伴い、「税関における包括許可の確認方法について（お知らせ）（平成8年9月12日付け）」は、平成23年3月31日限り、廃止する。

記

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特定包括輸出許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可又は特定子会社包括輸出・役務取引許可を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載するものとする。これに基づき、税関は当該貨物が包括許可の対象貨物であるかどうかの確認を行う。（なお、税関の確認に用いたインボイスについては、当該書類の写しを、包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局貿第1号・輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）中の規定に基づき、輸出を行った際の資料として輸出管理内部規程（一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可にあつては、許可条件）に基づき保存するものとする。）

輸出しようとする貨物について、包括許可の対象貨物に該当する「輸出貿易管理令」（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の『項』及び『番号』並びに「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）の『該当規定』をインボイスに記載するものとする。

ただし、輸出令別表第1の『項』又は『番号』に掲げる貨物の全てが一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象となっているような場合（税関が、政令の『項』及び『番号』のみの記載でも一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物であることを容易に確認できる場合）には、例外的に省令の『該当規定』の記載を省略することができる。

（記載例1）5の項（2） 貨物等省令第4条第一号ロ

（記載例2）5－2 4－1－ロ

なお、該当規定の記載のみでは一般包括許可又は特別一般包括許可の対象か否か判別できない場合には、当該貨物の概要についても一般包括許可又は特別一般包括許可の対象であることが判別できるように、インボイスに記載するものとする。

（記載例3）3の項（1）貨物等省令第2条第1項第一号ニ ジメチルアミン
2 k g

また、包括許可要領Ⅱの4（1）②に規定する「返送に係る輸出」を行う場合は、同②イからハの規定のいずれに該当する輸出であるか（「返送イ」、「返送ロ」又は「返送ハ」と記載）及び輸出の理由についてもインボイスに記載するものとする。当該輸出であって、輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出を行う場合にあっては、当該貨物の概要及び当該貨物が該非不明である旨について必ずインボイスに記載するものとする。

（記載例4）15の項（2）貨物等省令第14条第二号イ、返送イ（本邦から輸出された貨物であって、検査のために輸入された貨物の輸出）

（記載例5）重力計1基（該非不明）、返送ロ（誤送品の返送のために行う輸出）

本件についての問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課